

財団法人 建設試験 センター	東京都中央 区日本橋茅 場町二丁目 九番八号	第五十九条第 一号から第四 号まで、第九 号から第十二 号まで、第十二 号及び第十四 号に掲げる	日本全域	東京都中央区日本橋茅 場町二丁目九番八号	平成十二年六 月十六日
財団法人 ベタリー ピング	東京都千代 田区二番町 四番地五	第五十九条第 一号、第二、 第四号、第九 号から第十一 号まで、第十四 号及び第二十 号に掲げる	日本全域	東京都千代田区二番町 四番地五	平成十二年六 月十六日
財団法人 総合試験 所	大阪府吹田 市藤白台一 丁目八番一 号	第五十九条第 一号から第四 号まで、第十四 号及び第二十 号に掲げる	日本全域	大阪府大阪市中央区南 新町一丁目二番十号	平成十二年六 月二十九日
財団法人 日本住宅 技術セン ター	東京都港区 赤坂二丁目 二番十九号	第五十九条第 一号及び第十 二号に掲げる	日本全域	東京都江東区新砂三丁 目三番一號	平成十二年六 月二十九日
全国社会 工業協同 会	東京都中央 区日本橋兜 七号	第五十九条第 二分三三九条第 一に掲げる	日本及び外 国の全域	東京都中央区日本橋兜 町二十一番七号	平成十二年十 月二十日
財団法人 日本建築 設備・昇 降機セン ター	東京都港区 虎ノ門一丁 目十三番五 号	第五十九条第 六号、第二十 号及び第二十 二分三三九条第 一に掲げる	日本及び外 国の全域	東京都港区虎ノ門一丁 目十三番五号	平成十二年十 月一日
財団法人 小林立学 研究所	東京都国分 寺市東元町 三丁目二十 番四十一号	第五十九条第 四分三三九条第 一に掲げる	日本全域	東京都国分寺市東元町 三丁目二十番四十一号	平成十二年十 二月四日

2 指定性能評価機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第十五条

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二に次の二項を加える。

2 前項第一号ロの表の規定による試験の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる法人が行う試験について行う。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公平になるおそれがないこと。

3

第一項第一号ロの表の規定により指定を受けた試験を行う法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の名称は、次のとおりとする。

試験を行う法人		試験の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
財団法人鉄道総合技術研究所	東京都国分寺市光町二丁目八番地三十八	鉄道設計技士試験

（鉄道施設等検査規則の一部改正）

第十六条

鉄道施設等検査規則（昭和六十二年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（公示）

第二十三条

指定検査機関の名称及び住所、指定検査機関の行う検査の範囲、検査の業務を行う事務所

の所在地並びに検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	検査の範囲	検査の業務を行う事務所の所在地	検査の業務の開始の日
財団法人日本鋼索交通協会	東京都品川区東五反田三丁目十番三十号	第二十一条第一項第二号の索道施設検査	財団法人日本鋼索交通協会本部 東京都品川区東五反田三丁目十番十号	昭和六十二年七月一日
			財団法人日本鋼索交通協会 札幌市南一条西四十丁目四番百八十六号	
			財団法人日本鋼索交通協会 仙台市宮城野区鉄砲町一番地二	
			財団法人日本鋼索交通協会 新潟市道目三番二十九号	
			財団法人日本鋼索交通協会 東京都台東区上野三丁目十一番二号	
			財団法人日本鋼索交通協会 名古屋市中村区名駅南一丁目二十六番三十六号	